

任意適合鑑定証明用

MLC, 2006（2006年の海上の労働に関する条約）に基づく

船員の労働及び居住条件に関する

受検の案内

一般財団法人 日本海事協会

船舶管理システム部

2022年2月（第3改訂）

改訂記録

| 日付 | 改訂 | 主な変更点 |
|----------|--------------------------|--|
| 2014年11月 | 6.2.1 | 審査済 DMLC Part IIに規定される措置・計画の船上での最少運用期間 (原則1ヶ月を原則3ヶ月に変更) |
| 2014年11月 | 6.2.3.及び 6.2.4. | 新規追加 |
| 2017年9月 | はじめに | 2014改正について追記 |
| 2017年9月 | 6.2.1 | 審査済 DMLC Part IIに規定される措置・計画の船上での最少運用期間 の規定変更し(原則3ヶ月を原則1ヶ月に変更) 7.1.1 に移動 |
| 2017年9月 | 6.2.3 及び 6.2.4 | 削除 |
| 2017年9月 | 7 | 新規追加: 検査の種類と実施時期 |
| 2017年9月 | 部署名 | 船舶管理システム部に変更 |
| 2022年2月 | 1., 6.1.3, 6.2.1 及び9. | 電子記録書の運用開始に伴い、記載内容を変更した。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

注: H.P.はホームページに掲載だけ、小冊子の発行なし。

本会各支部又は事務所の所轄範囲については

本会が半年毎に発行しております“DIRECTORY”をご覧ください。

(なお、“DIRECTORY”の最新版は、本会のホームページから入手可能です)

この『受検の案内』に関するお問合せは、下記にお願い致します。

一般財団法人 日本海事協会 船舶管理システム部

電話: 03-5226-2173 / Fax: 03-5226-2174

e-mail: smd@classnk.or.jp

目 次

| | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 1. | はじめに | 2 |
| 2. | 略語の説明 | 3 |
| 3. | 用語の定義 | 3 |
| 4. | 適用船舶 | 4 |
| 5. | 証明書及び補完書類の種類と有効期限 | 4 |
| 6. | 任意適合鑑定検査・証明 | |
| 6.1 | 文書審査 | |
| 6.1.1 | 文書審査の申込み | 4 |
| 6.1.2 | 提出書類 | 4 |
| 6.1.3 | 文書審査 | 4 |
| 6.2 | 船上検査 | |
| 6.2.1 | 船上検査の申込み | 5 |
| 6.2.2 | 提出書類 | 5 |
| 6.2.3 | 船上検査 | 5 |
| 7. | 検査の種類と実施時期 | |
| 7.1 | 初回検査 | 5 |
| 7.2 | 中間検査 | 5 |
| 7.3 | 更新検査 | 5 |
| 7.4 | 暫定 MLC 発行のための検査 | 5 |
| 7.5 | 臨時検査 | 5 |
| 8. | SOC の発行・維持及び状況による検査・証書発行 | 6 |

1. はじめに

2006年の海上の労働に関する条約は、国際労働機関（ILO）において1920年以降に採択された海事分野の68の条約・勧告を統合し、更新する条約で、船舶で働く船員のための最低限の要件を定め、雇用条件、労働・休息时间、居住設備、娯楽設備、食料・司厨、健康保護、医療、福祉、社会保障に関する規定を含んでいます。本条約は2013年8月20日に発効致しました。

本条約は、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW）、船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）といった国際海事機関（IMO）の3つの重要な条約と並び、国際海事規則体系の「第4の柱」とも称されています。

本条約の批准国を旗国として登録された国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶は、本条約への適合を検証するための旗国政府又は旗国政府が認定する団体（Recognized Organization(RO)）による検査が要求され、適合の証明として当該船舶に対して発行される海上労働証書（Maritime Labour Certificate(MLC)）とそれに添付して海上労働遵守措置認定書（Declaration of Maritime Labour Compliance(DMLC)）を備え置く必要があります。

また、本条約では、未批准国に登録された船舶に対しても批准国である寄港国は、本条約下で監督権を持つことになっていることから、未批准国籍船舶においても条約要件に適合することが推奨されています。

本受検の案内は、未批准国籍船舶を対象としたMLC, 2006の要件に対する任意適合鑑定検査及び証明の実施に関する案内です。

なお、本会は、次のとおりサービスの電子化を進めております。

- 1 検査の申請書式をホームページに掲載し、オンラインで船上検査を申し込めるサービス（e-Application）を用意しています。
- 2 従前の紙証書に替わり、証書を保護付き電子ファイル（PDF）にて発行するサービスを用意しております。詳しくはホームページに掲載しているパンフレットをご参照下さい。
- 3 2022年1月30日から、船上検査を行ったのち提供する検査記録書は電子的に発行され、会社へ送付されます。
- 4 本受検の案内をはじめ、本会のサービスは、ホームページからご利用できます。次のアドレスをご利用下さい。

各種チェックリスト：<https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/mlc/index.html>

検査の申請書式：http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx

e-Application：<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html>

2. 略語の説明

- MLC, 2006 : Maritime Labour Convention, 2006 2006年の海上の労働に関する条約
- MLC : Maritime Labour Certificate 海上労働証書 (船舶に対して発行)
- SOC : Statement of Compliance 適合証書 (船舶に対して発行)
- DMLC : Declaration of Maritime Labour Compliance 海上労働遵守措置認定書
Part I と Part II の2部から構成されている。
- Part I : 条約を実施する旗国の国内法規の要件を明示する書類で旗国当局により、作成され個船毎に発行される。
 - Part II : 上記、DMLC Part I に明示された旗国の国内要件の継続的遵守を確保するための措置・計画を示すもので、船舶所有者が作成し、旗国当局又は旗国に指定された認定団体 (RO) が審査する。
- RO : Recognized Organization 認定団体

3. 用語の定義

“Seafarer (船員)”とは、能力の如何を問わず、この条約が適用される船舶において雇用され若しくは従事し、又は労働するものをいう。

“Seafarers’ employment agreement (船員の雇用契約)”には、雇用契約及び雇入契約の双方を含む。

“Seafarer recruitment and placement service (船員の募集及び職業紹介のための機関)”とは、公的部門又は民間部門における個人又は会社、協会、機関又はその他の団体であって、船舶所有者に代わって船員を募集すること又は船員を船舶所有者に紹介することに従事するものをいう。

“Ship (船舶)”とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用或いはこれらの水域に隣接する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。

“Shipowner (船舶所有者 *)”とは、船舶の所有者又は船舶の管理人、代理人若しくは裸傭船者のようなその他団体或いは個人であって、当該船舶所有者から船舶の運航に係わる責任を引き受け、且つ、その受入に際して、この条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者に代わって義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。

* MLC, 2006 上の Shipowner

4. 適用船舶

一般に本受検の案内の適用は、下記船舶を除いた未批准国に国籍を置く国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶とする。MLC, 2006 の下、適合確認の検査の実施及び海上労働証書 (MLC) 並びに海上労働適合申告書の保持が要求される批准国の国籍を持つ船舶は以下のとおり；

- 1. 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶
- 2. 加盟国を旗国とし、かつ、他の国の港から又は港間を航行する総トン数 500 トン以上の船舶

5. 証明書及び補完書類の種類と有効期間

本受検の案内に基づき発行する証明書は、上記対象船舶に対して発行する適合鑑定証明で、船舶所有者に発行する証明書はありません。

SOC： MLC,2006 の要件に適合していることを示す証明書で当該船舶の所有者（管理会社）の申込みに基づき、適合鑑定検査を実施し発行します。原則、当該旗国で同条約の効力が発効した際に、条約証書 (MLC) に交換されるものではありません。有効期間、維持に関しては、同条約基準 A5.1.3 に従うことになります。本受検の案内の任意適合鑑定検査及び証明に基づき発行する証明書です。

6. 任意適合鑑定検査・証明

任意適合鑑定における検査は条約で要求される初回検査相当の検査であり、文書審査と船上検査が含まれます。船上検査は文書審査完了後に行います。

6.1 文書審査

6.1.1 文書審査の申込み

文書審査は、最寄りの支部・事務所へ申し込み下さい。

6.1.2 提出文書

文書審査における提出書類は、以下のとおりです。

- 1. 申込書 (Form MLC-APPLI-voluntary-R)
- 2. 上記申込書の中に記載された提出が要求される書類

6.1.3 文書審査

MLC, 2006 の要件 (Mimic DMLC Part I 参照) を継続的に適合することを確保するための措置・計画が DMLC Part II 及び居住区構造・設備の仕様に含まれていることを審査します。適合していない事項が見出された場合には、書面で通知致しますので是正下さい。適合が確認された DMLC Part II に関しては文書審査での適合を認める書類 (Form MLC-LOR / Letter of Review of Relevant Documents (DMLC Part II and/or drawings)) を発行し、船舶所有者に電子様式で電子メールによって返却します。審査済 DMLC Part II (原本) 及び Form MLC-LOR は本船に備え置きください。その後の船上検査にて船内での実施を検証します。

6.2 船上検査

6.2.1 船上検査の申込み

船上検査は、検査地を管轄する弊会支部・事務所へ申し込み下さい。規定上、暫定 SOC 発行のための検査を除き、船舶が入渠中又は係船状態の様な通常運航状態でない場合、本会は船上検査を実施できない事にご留意下さい。

6.2.2 提出書類

船上検査における提出書類は、以下の通りです。

- 1. 申込書 (Form MLC-APPLI-voluntary-S)
- 2. 上記申込書の中に記載された提出が要求される書類

7. 検査の種類と実施時期

7.1 初回検査

Full-term SOC 発行のための検査。文書審査及び船上検査が要求され、受検条件として DMLC PartII に規定された措置の本船上での原則 1 ヶ月以上の運用実績があることを要求しています。加えて DMLC Part II の文書審査が完了していること。

7.2 中間検査

SOC の 2 回目と 3 回目の検査基準日の間に要求される船上検査です。検査完了後、現有の SOC に裏書されます。

7.3 更新検査

現 SOC の更新のための検査。現 SOC の有効期間中に実施される船上検査で、通常有効期限の 3 ヶ月前から有効期間満了日までに完了すれば検査基準日は引き継がれ、3 ヶ月前以前に実施された場合には当該検査完了日起算の検査基準日に変更されます。新たな Full-term の SOC が発行されます。

7.4 暫定 SOC 発行のための検査

暫定 SOC 発行の為の検査。次の場合に暫定 SOC 発行の為の検査を受検することができます。

*当該検査受検に際し、必ずしも文書審査の完了は要求されませんが、文書審査の申請が受理されていることが条件となります。

1. 新造船が引き渡される時
2. 船舶の旗国が変更される (MLC 未批准国へ) 時
3. MLC 船舶所有者が変更される時 (MLC 船舶所有者にとって新たな船舶の運航責任を引き受ける時など)

7.5 臨時検査

定期的検査 (初回、中間及び更新検査) 及び暫定 SOC 発行のための検査以外に本会が定める要件に従い行われる船上検査であり、以下に実施の事由と条件を示します。

1. 船舶の要目変更（船名、トン数等）の場合：
事前に DMLC PartII改訂の文書審査が必要です。同じ有効期限の新たな SOC が発行され、改訂された DMLC PartIIに裏書されます。
2. DMLC PartIIの実質的な変更（手順の変更等）の場合：
事前に DMLC PartII改訂の文書審査が必要です。現行の SOC に裏書きされ、改訂された DMLC PartIIに裏書きされます。
3. 6ヶ月以上運航を休止していた船舶が運航を再開する時
現行の DMLC Part I 及び Part II のもとで初回検査相当の臨時検査を行います。現行の SOC は裏書されます。
4. SOC 及び DMLC Part II 記載項目の変更の場合（MLC 船舶所有者名、住所等）：
事前に DMLC PartII改訂の文書審査が必要です。但し、この場合の検査は机上での検査に代えることができますので、SOC 記載項目変更を DMLC Part II改訂の文書審査と共に弊社船舶管理システム部(SMD)へお申し込みください。新たな SOC が発行され、改訂された DMLC Part IIに裏書されます。
5. 検査中に重大な不適合が指摘され格下げされたが、検査終了までに格下げされた不適合の是正措置がとれなかった場合：
格下げされた不適合の是正措置の効果的実施の確認のため、当該検査完了日から 3 ヶ月以内の実施が要求されます。現行の SOC に裏書きされます。
6. PSC による不適合指摘がなされ当該不適合是正に関して臨時検査が要求された場合：
現行の SOC は当該検査完了後裏書されます。
7. 船員の居住区構造設備に改造がある場合：
条約要件に従い、適合確認のために検査を実施する場合があります。
8. 上記事由以外で本会が必要と判断した場合。

8. SOC の発行・維持及び状況による検査・証書発行

原則として、SOC の発行・維持に関しては MLC と同じ取り扱いとなりますが、別途、旗国が本条約に批准した場合等、取扱いの変更が考えられますので、詳細は船舶管理システム部にお問い合わせ下さい。